

# 第70回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議

## 次 第

令和4年2月10日（木）18時30分から  
都庁第一本庁舎 7階特別会議室（庁議室）

- 1 開会
- 2 状況報告・各局発言
- 3 本部長発言・指示
- 4 閉会

# 都内の陽性者数等の状況 (令和4年2月10日時点)

**陽性者** 18,891人

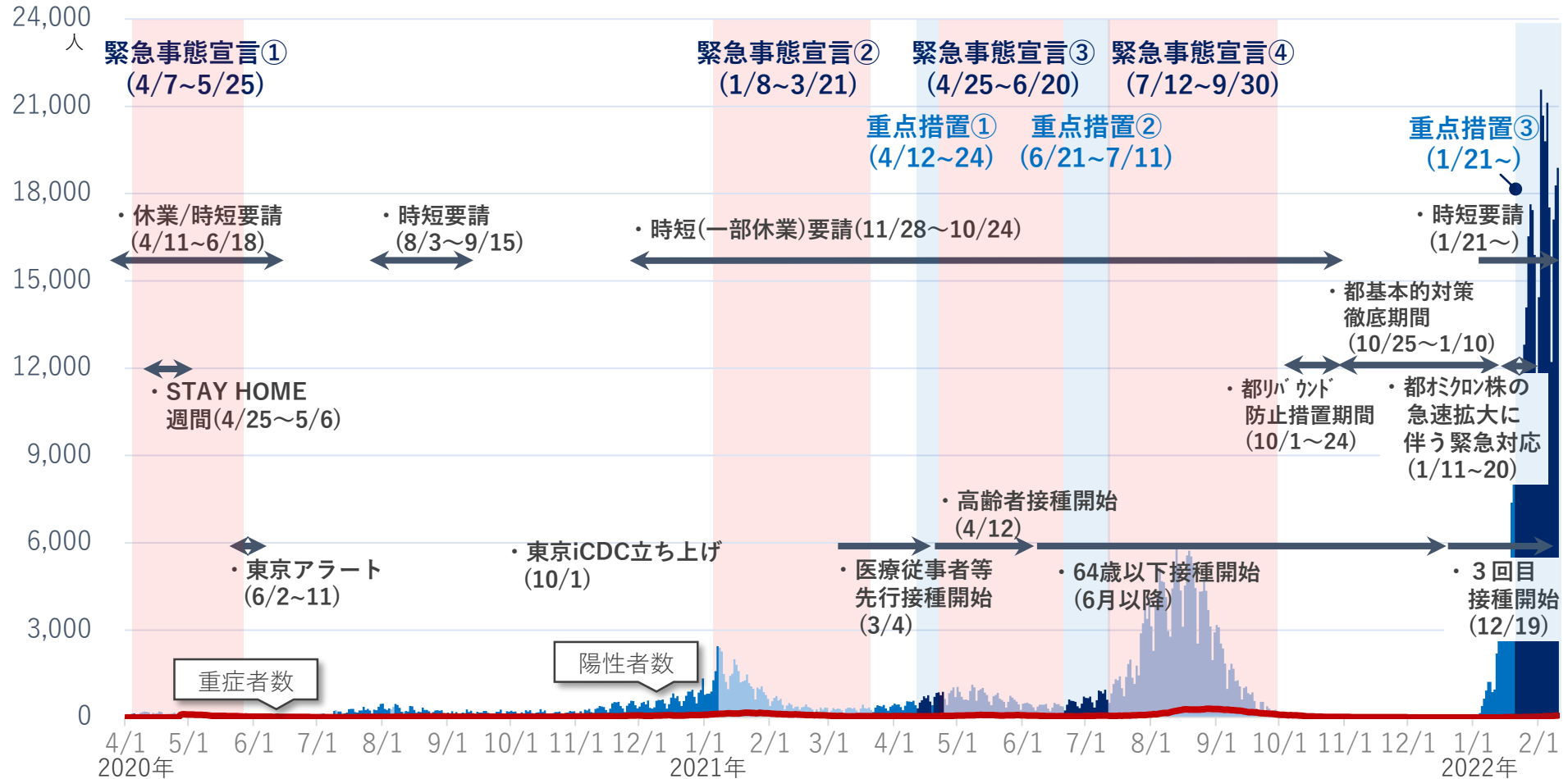
**重症者**

64人/510床  
〔オミクロン株の特性を踏まえた重症者用病床使用率〕  
 23.3% (175人/750床)

**入院** 3,982人/6,919床  
(病床使用率57.6%)

**宿泊療養** 4,516人/約11,000室確保

※オミクロン株の特性を踏まえた重症者用病床使用率、宿泊療養者数は2月9日時点



## 直近の国の動き

令和4年1月25日	第85回新型コロナウイルス感染症対策本部開催 (持ち回り開催)	「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」変更 ○ まん延防止等重点措置の実施 (延長) 区域 広島県、山口県及び沖縄県 期間 令和4年1月9日～2月20日 (追加) 区域 北海道、青森県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、石川県、長野県、静岡県、京都府、大阪府、兵庫県、島根県、岡山県、福岡県、佐賀県、大分県及び鹿児島県 期間 令和4年1月27日～2月20日
令和4年2月3日	第86回新型コロナウイルス感染症対策本部開催 (持ち回り開催)	「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」変更 ○ まん延防止等重点措置の実施 (追加) 区域 和歌山県 期間 令和4年2月5日～2月27日
令和4年2月10日	第87回新型コロナウイルス感染症対策本部開催	「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」変更 ○ まん延防止等重点措置の実施 (延長) 区域 群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、岐阜県、愛知県、三重県、香川県、長崎県、熊本県及び宮崎県の区域 期間 令和4年1月21日～3月6日 (追加) 区域 高知県 期間 令和4年2月12日～3月6日

## 近隣3県における感染状況等

(各県ホームページ、2月9日時点)

	埼玉県	千葉県	神奈川県
新規陽性者数 (7日間平均)	5,783.3人 (40,483人/7日)	4,933.0人	8,031.14人
入院患者数	1,239人	1,094人	1,720人
重症患者数	63人	19人	85人
病床使用率	56.8%	65.6%	70.49%
レベル分類指標	レベル2	レベル2	レベル3

# 新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置（案）

---

令和4年2月10日  
東京都

# 1. 新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置

---

## (1) 区 域

都内全域

## (2) 期 間

令和4年2月14日（月曜日）0時から3月6日（日曜日）24時まで

## (3) 対応の概要

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、以下の要請を実施

### ①都民向け

- ・ 不要不急の外出は自粛し、混雑している場所や時間を避けて行動すること
- ・ 営業時間の変更を要請した時間以降、飲食店等にみだりに出入りしないこと 等

### ②事業者向け

- ・ 施設の使用制限（営業時間の短縮等）
- ・ 催物（イベント等）の開催制限 等

## 2. 都民向け的重要請

### (外出・移動等)

- 不要不急の外出は自粛し、混雑している場所や時間を避けて行動すること  
(新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項)
- 不要不急の都道府県間の移動は、自粛すること (法第24条第9項)  
ただし、「対象者全員検査」制度 (※) を活用し、検査結果が陰性であった場合を除く

※ 「対象者全員検査」制度

= 緊急事態措置やまん延防止等重点措置等により東京都が人数制限等を要請した場合に、対象者の陰性の検査結果を確認することにより、感染リスクを低減させ、飲食店やイベント等における人数制限等を緩和することができる制度

### (飲食店等の利用、会食等)

- 営業時間の変更を要請した時間以降、飲食店等にみだりに出入りしないこと  
(法第31条の6第2項)
- 飲食店等の利用の際、同一グループの同一テーブルでの会食は4人以内とすること  
(法第24条第9項)

ただし、認証店において「対象者全員検査」制度を活用し、全員の陰性の検査結果を確認した場合は、同一グループの同一テーブルでの5人以上の会食も可とする

- 感染対策が徹底されていない飲食店等の利用は自粛すること (法第24条第9項)

### (その他)

- 「三つの密」の回避、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生をはじめとした、基本的な感染防止対策を徹底すること (法第24条第9項)
- 感染に不安を感じる者は、検査を受けること (法第24条第9項)

# 3. 事業者向けの要請

## (1) 飲食店及び飲食に関連する施設への要請

施設の種類 (施行令第11条)	内 訳	対 応
集会場等 (第5号等)	食品衛生法上における飲食店営業許可を受けている 結婚式場等	<ul style="list-style-type: none"> <li>●「徹底点検 TOKYOサポート」プロジェクトにおける「感染防止徹底点検済証」の交付を受け、かつ、これを店頭に掲示している店舗               <ul style="list-style-type: none"> <li>・以下の①又は②のいずれか一方とすること（法第31条の6第1項）                   <ul style="list-style-type: none"> <li>①営業時間 : 5時から21時までの間</li> <li>酒類の提供・持込 : 11時から20時までの間</li> <li>②営業時間 : 5時から20時までの間</li> <li>酒類の提供・持込 : 行わない</li> </ul> </li> <li>・同一グループの同一テーブルへの案内を4人以内とすること (法第24条第9項)</li> </ul> </li> </ul>
遊興施設 (第11号)	食品衛生法上における飲食店営業許可を受けている キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール、スナック、 バー（接待や遊興を伴うもの）、パブ等の施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>ただし、「対象者全員検査」制度を活用し、全員の陰性の検査結果を確認した場合には、同一グループの同一テーブルへの5人以上の案内を可とする</li> <li>・認証基準を適切に遵守して営業すること（法第24条第9項）</li> <li>●上記点検済証の交付を受けていない又は掲示していない店舗               <ul style="list-style-type: none"> <li>・以下のとおりとすること（法第31条の6第1項）                   <ul style="list-style-type: none"> <li>営業時間 : 5時から20時までの間</li> <li>酒類の提供・持込 : 行わない</li> </ul> </li> <li>・同一グループの同一テーブルへの案内を4人以内とすること (法第24条第9項)</li> </ul> </li> </ul>
飲食店 (第14号)	飲食店（居酒屋を含む。）、喫茶店、 バー（接待や遊興を伴わないもの）等 （宅配・テイクアウトサービスは除く。）	<ul style="list-style-type: none"> <li>●カラオケ設備を提供している店舗               <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者の密を避ける、こまめな換気を行う、マイク等の消毒を行うなど、基本的な感染防止策を徹底すること (法第24条第9項)</li> </ul> </li> <li>●上記の店舗に共通の要請               <ul style="list-style-type: none"> <li>・業種別ガイドラインの遵守を要請（法第24条第9項）</li> </ul> </li> </ul>

# 3. 事業者向けの要請

## (2) その他の施設への要請①

施設の種類 (施行令第11条)	内 訳	対 応
劇場等 (第4号)	劇場、観覧場、映画館、プラネタリウム、演芸場 等	<ul style="list-style-type: none"> <li>● イベントを開催する場合、規模要件に沿って施設を使用すること（法第24条第9項） （「3（3）イベントの開催制限」参照）</li> <li>● カラオケ設備の提供を行う場合、利用者の密を避ける、こまめな換気を行う、マイク等の消毒を行うなど、基本的な感染防止策を徹底すること（法第24条第9項）</li> <li>● 長時間に及ぶ飲食・飲酒など、感染リスクの高い行動を避けることについて、利用者への注意喚起を図ること（法第24条第9項）</li> <li>● 新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令第5条の5に規定される以下の各措置を実施すること（法第31条の6第1項）               <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 従業員に対する検査の勧奨</li> <li>・ 入場をする者の整理等</li> <li>・ 発熱等の症状のある者の入場の禁止</li> <li>・ 手指の消毒設備の設置</li> <li>・ 事業を行う場所の消毒</li> <li>・ 入場をする者に対するマスク着用周知</li> <li>・ 感染防止措置を実施しない者の入場禁止 （すでに入場している者の退場を含む）</li> <li>・ 施設の換気</li> <li>・ 会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置 （アクリル板設置又は利用者の適切な距離の確保等）</li> </ul> </li> <li>● 業種別ガイドラインを遵守すること（法第24条第9項）</li> </ul>
集会場等 (第5号)	集会場、公会堂、葬儀場 等	
展示場 (第6号)	展示場、貸会議室、文化会館、多目的ホール 等	
商業施設 (第7号)	大規模小売店、ショッピングセンター、百貨店 等	
ホテル等 (第8号)	ホテル、旅館（集会の用に供する部分に限る。）	
運動施設 (第9号)	体育館、スケート場、水泳場、屋内テニス場、柔剣道場、ボウリング場、野球場、ゴルフ場、陸上競技場、屋外テニス場、ゴルフ練習場、バッティング練習場、スポーツクラブ、ホットヨガ、ヨガスタジオ 等	
遊技場 (第9号)	マージャン店、パチンコ屋、ゲームセンター、テーマパーク、遊園地 等	
博物館等 (第10号)	博物館、美術館、科学館、記念館、水族館、動物園、植物園、図書館 等	
遊興施設 (第11号)	個室ビデオ店、個室付浴場業に係る公衆浴場、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場、ネットカフェ、マンガ喫茶 等	
商業施設 (第12号)	スーパー銭湯、ネイルサロン、エステティック業、リラクゼーション業、銭湯、理容店、美容店、質屋、貸衣装屋、クリーニング店 等	
学習塾等 (第13号)	自動車教習所、学習塾 等	



### 3. 事業者向けの要請

#### (2) その他の施設への要請②

施設の種類 (施行令第11条)	内 訳	対 応
学校 (第1号)	幼稚園、小学校、中学校、高校 等	<ul style="list-style-type: none"><li>●以下の事項を徹底すること（法第24条第9項）<ul style="list-style-type: none"><li>・基本的な感染防止策の実施</li><li>・大学等においては、部活動、課外活動、学生寮における基本的な感染防止策、飲み会等に関する学生等への注意喚起</li><li>・大学等においては、発熱等の症状がある学生等が登校や活動参加を控えるよう周知すること</li><li>・大学等においては、感染防止と面接授業・遠隔授業の効果的実施等による学修機会の確保の両立に向けて適切に対応すること</li></ul></li><li>●大学等においては、部活動や課外活動における感染リスクの高い活動を制限又は自粛すること (法第24条第9項) ただし、「対象者全員検査」制度等を活用し、全員の陰性の検査結果を確認した場合には、部活動や課外活動における感染リスクの高い活動を可とする</li></ul>
保育所等 (第2号)	保育所、介護老人保健施設 等	
大学等 (第3号)	大学 等	

### 3. 事業者向けの要請

#### (3) イベントの開催制限

- イベント（※1）主催者等は、以下の規模要件に沿ったイベントを開催すること（法第24条第9項）

施設規模 イベント 類型	施設の収容定員（※3）			
	5,000人以下 の施設	5,000人超 ～10,000人の施設	10,000人超 ～20,000人の施設	20,000人超の施設
大声なしの イベント の場合 （※2）	収容定員まで 入場可	5,000人まで入場可		
		「感染防止安全計画」（※4、※5）を策定した場合 ➔ 収容定員まで入場可	① 「感染防止安全計画」（※4、※5）を策定した場合 ➔ 20,000人まで入場可 ② ①に加え、「対象者全員検査」制度を活用し、 20,000人を超える人数について陰性の検査結果を 確認した場合 ➔ 収容定員まで入場可	
大声ありの イベント の場合 （※2）	収容定員の半分まで入場可		5,000人まで入場可	

※1 「イベント」には遊園地やテーマパーク等を含む

※2 大声ありのイベント・・・観客等が、通常よりも大きな声量で、反復・継続的に声を発することを積極的に推奨するイベント又は必要な対策を十分に施さないイベント

大声なしのイベント・・・上記以外のイベント

※3 収容定員が設定されていない場合

・大声ありのイベント：十分な人と人との間隔（できれば2m、最低1m）を確保

・大声なしのイベント：人と人とが触れ合わない程度の間隔を確保

※4 感染防止安全計画を策定できるのは、「大声なし」のイベントのみ

※5 参加人数が5,000人超のイベントに適用

- 接触確認アプリ等を活用すること（法第24条第9項）
- 業種別ガイドラインを遵守すること（法第24条第9項）

## 3. 事業者向けの要請

### (4) 職場への出勤等

- 職場での基本的な感染防止策を徹底すること（法第24条第9項）
- 職場への出勤について、業務継続の観点からも、出勤者数の削減の目標を定め、テレワークの活用や休暇取得の促進等の取組を推進すること（法第24条第9項）
- 国民生活・国民経済の安定確保に不可欠な業務を行う事業者及びこれらの業務を支援する事業者（※）においては、事業の特性を踏まえ、BCP（事業継続計画）を策定済みの場合は、その再点検を行い、未策定の場合は、早急に策定するよう協力を依頼

※国民生活・国民経済の安定確保に不可欠な業務を行う事業者及びこれらの業務を支援する事業者

例：医療関係者（病院、薬局等）

生活支援関係事業者（介護老人福祉施設、障害者支援施設等）

インフラ運営関係（電力、ガス等）

飲食料品供給関係（飲食料品の流通・ネット通販等）

生活必需物資供給関係（家庭用品の流通・ネット通販等）

金融サービス（銀行、クレジットカードその他決済サービス等）

物流・運送サービス（鉄道、バス、航空、郵便等）

等

# 医療提供体制の強化①

保健・医療提供体制		感染拡大緊急体制	
		病床確保レベル2	病床確保レベル3
医療機関	入院待機ST	<p><b>病床確保レベル3へ移行</b></p> <p>オミクロン株新規陽性者数が概ね100人/日以上(7日間平均) 又は 増加比が概ね300%以上が2週間継続の場合</p>	<p>確保病床 <b>6,919床 → 7,229床(+310床)</b></p> <p><b>都立・公社病院160床、旧東京女子医大東医療センター150床</b></p> <p>軽症・中等症の患者の転院、軽症者の宿泊療養施設、自宅等への退院を促進</p>
			<p><b>46床</b> (平成立石病院 20床、永生病院 16床、東京北医療センター 10床)</p>
			<p><b>600床</b> (旧赤羽中央総合病院 150床、築地デポ 191床、調布庁舎 84床、都民の城140床、区主導型(練馬)35床)</p> <p>多機能化(自宅療養者の外来機能、病床ひっ迫時における入院待機機能を追加)</p>
医療素ST	【施設型】		<p><b>120床</b>のうち<b>80床を病床に転換、酸素・医療STは40床</b>(豊島20床、荏原20床)</p>
	【病院型】		

※感染者の重症度、病床の使用状況、一般医療への影響等を考慮して順次実施

# 医療提供体制の強化②

保健・医療  
提供体制

感染拡大緊急体制

病床確保レベル2

病床確保レベル3

感染拡大時  
療養施設

原則無症状の陽性者で家庭内感染の可能性のある方、**親子で療養可能な入居施設**(350床、2月上旬～650床、合計1,000床)  
**うち立飛において、医療機能強化型施設100床(コンテナ設置)**

宿泊療養  
施設

約9,700室確保、約11,000室確保(2月中旬)、  
居室確保に向けて調整、入所調整本部を強化(76→**196名**)  
**医療機能強化型、妊婦支援型の施設を整備**  
**(イーストタワー(品川プリンスホテル)、ファーイーストビレッジホテル東京有明 計250床)**

検査体制

行政検査:1月以降約10万件/日、無料検査:最大3万件/日  
(店舗拡大、**期間延長(3/6まで)**、DXの推進)

**集中的検査の対象拡大**(高齢者施設の通所系・訪問系事業所、小学校・保育所・ベビーシッター事業者等)

**濃厚接触者への検査体制の確保、検査キット配布開始**

# 医療提供体制の強化③

保健・医療  
提供体制

感染拡大緊急体制

病床確保レベル2

病床確保レベル3

**発熱相談センターの体制強化**（100回線→150回線(1/20～)→200回線(2/1～)  
→**280回線(2/11～)**）さらに増強調整中

自宅療養者フォローアップセンターの体制強化（約600名体制に増員中）、  
自宅療養サポートセンター（うちさぽ東京）を開設

入院調整本部の体制強化（軽症者の入院調整、保健所の支援機能強化、  
往診調整機能等）

医療機関による陽性判明直後からの健康観察の促進（約1,600 医療機関が参画）

往診体制の強化（都内全域オンライン診療、広域的に実施する医療機関  
（36医療機関）を指定）

パルスオキシメーター20万台確保、さらに約10万台確保、配食サービスの  
充実（3万→5.7万→9.6万食/週）

「自宅療養者向けハンドブック」を改訂、学生寮・部活動で集団感染を防ぐ  
チェックリストの作成

自宅  
療養  
体制

# 医療提供体制の強化④

保健・医療  
提供体制

感染拡大緊急体制

病床確保レベル2

病床確保レベル3

高齢者  
対策

高齢者医療・介護支援型の臨時の医療施設を整備（往診、治療及び転退院拠点）

高齢者施設への往診体制を強化（1/24～）

感染拡大により運営継続が困難な高齢者施設の人的応援体制を強化

集中的検査の対象を、通所系・訪問系の事業所の職員に拡大（2/7～）

高齢者施設のワクチン追加接種の早期実施、ワクチンバス（移動式接種会場）によるワクチン接種を促進

# 医療提供体制の強化⑤

保健・医療  
提供体制

感染拡大緊急体制

病床確保レベル2

病床確保レベル3

子供  
対策

妊婦支援型の臨時の医療施設を整備、子供を含む家族で利用可能な感染拡大時療養施設を整備

保育所等の休園時における代替保育（公民館・児童館等）への支援

親が陽性・子供が濃厚接触者となった場合の、子供の預け先を確保

集中的検査の対象を、保育士・ベビーシッター・小学校職員に拡大

保育士・ベビーシッターへのワクチン接種を推進

保育所等へ感染対策支援チームを派遣、保育施設における感染症対策リーフレットを改訂



# 医療提供体制の強化⑥

保健・医療  
提供体制

感染拡大緊急体制

病床確保レベル2

病床確保レベル3

保健所  
体制

業務の重点化移行、都職員の派遣（約100名規模）、見える化やチャットボット、ウェアラブル端末による健康観察を先行実施

保健所を通さず宿泊療養を希望する患者が直接申し込む体制を強化、広報展開

ワクチン等

一般高齢者（R4.1～追加接種開始）、警察・消防関係者（1/19～実施）、高齢者施設等従事者（2/3～実施）、全体を前倒し、**高齢者施設の接種を強力に推進、保育士・ベビーシッターへの接種を推進、中和抗体薬の投与を推進、ワクチンバス（移動式接種会場）による接種促進**

経口薬

経口薬の提供体制の確立（登録済み医療機関 約2,900件、発注済み薬局 約1,800件）、治験への協力

# オミクロン株の特性に対応した臨時の医療施設等

重症化リスクが高いと言われる**高齢者**や不安を抱える**妊婦**の**受入枠**を拡大するため、**臨時の医療施設等**を新たに整備

合計 **660**床程度  
(うち確保病床 310床)  
※病床は今月中旬以降、順次開設

**医療機能強化・多機能型** 宿泊療養施設に**医療機能を付加し**、**軽症～中等症 I**を受け入れる**多機能型施設**

イーストタワー(品川プリンスホテル)、ファーイーストビレッジホテル東京有明 計 **250**床程度  
立飛 (コンテナ設置で対応) **100**床程度

**高齢者医療・介護支援型** 高齢者施設で、多数の感染者が発生した場合の**往診、治療及び転退院の拠点**

旧東京女子医大 東医療センター (荒川区) **150**床程度  
都立・公社病院 **100**床程度

**妊婦支援型** 主治医と連携し、**妊婦をサポート**する療養施設

イーストタワー(品川プリンスホテル)、ファーイーストビレッジホテル東京有明 計 **40**床程度<sup>(内数)</sup>  
都立・公社病院 **60**床程度

# オミクロン株の特性を踏まえた重点対策(高齢者)について

## ● 高齢者への医療提供

- ▼ **高齢者医療・介護支援型の臨時の医療施設を整備** (2月中旬～)
- ▼ **高齢者施設への往診体制を強化** (1月24日～、28施設189件)
- ▼ **症状に応じた柔軟な転院の促進、回復後早期の施設への復帰**

## ● 施設等の事業継続支援

- ▼ **感染拡大で運営継続が困難な施設の人的応援体制の強化**
  - ・ 応援派遣を行う施設に謝金を支払
  - ・ 高齢者施設の配置医師や併設保険医療機関の医師等が医療行為を行った場合への支援
  - ・ 都が人材派遣会社と契約し、施設に介護職員等を派遣 (2月10日～)
- ▼ **高齢者施設に勤務する職員の宿泊費等を支援** (1月21日～)

## ● 感染予防対策等

- ▼ **集中的検査の対象を通所系・訪問系の事業所の職員にも拡大** (2月7日～)
- ▼ **高齢者施設入所者への接種勧奨、職員へのワクチン追加接種の早期実施** (大規模接種会場：2月3日～)
- ▼ **ワクチンバス** (移動式接種会場) によるワクチン接種を促進 (2月21日～)
- ▼ **高齢者を感染から守るためのホテル・旅館利用の取組** (2月21日～)

# 高齢者施設等へのワクチン接種促進について

- ✓ 高齢者施設等の入所者及び従事者に対し、早期のワクチンの接種の機会を確保
- ✓ 「ワクチンバス」の機動性を活かし、複数施設で接種実施

対象	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 高齢者施設等 葛飾区、江東区、福生市、清瀬市、府中市、小平市から実施</li></ul>
接種時期	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 2月14日(月)開始</li></ul>
接種規模	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 100名～200名/日程度</li></ul>
ワクチン	<ul style="list-style-type: none"><li>・ モデルナ社製</li></ul>
接種体制	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 1編成 { 派遣チーム: 医師1名、看護師4名、補助員6名程度 バス: 2台(接種用・ワクチン冷蔵運搬用)</li><li>● 2編成で運用</li></ul>



(イメージ)

# オミクロン株の特性を踏まえた重点対策(高齢者)について (再掲)

## ● 高齢者への医療提供

- ▼ **高齢者医療・介護支援型の臨時の医療施設を整備** (2月中旬～)
- ▼ **高齢者施設への往診体制を強化** (1月24日～、28施設189件)
- ▼ **症状に応じた柔軟な転院の促進、回復後早期の施設への復帰**

## ● 施設等の事業継続支援

- ▼ **感染拡大で運営継続が困難な施設の人的応援体制の強化**
  - ・ 応援派遣を行う施設に謝金を支払
  - ・ 高齢者施設の配置医師や併設保険医療機関の医師等が医療行為を行った場合への支援
  - ・ 都が人材派遣会社と契約し、施設に介護職員等を派遣 (2月10日～)
- ▼ **高齢者施設に勤務する職員の宿泊費等を支援** (1月21日～)

## ● 感染予防対策等

- ▼ **集中的検査の対象を通所系・訪問系の事業所の職員にも拡大** (2月7日～)
- ▼ **高齢者施設入所者への接種勧奨、職員へのワクチン追加接種の早期実施** (大規模接種会場：2月3日～)
- ▼ **ワクチンバス** (移動式接種会場) によるワクチン接種を促進 (2月21日～)
- ▼ **高齢者を感染から守るためのホテル・旅館利用の取組** (2月21日～)

# オミクロン株の特性を踏まえた重点対策(子供)について

## ● 感染拡大により休園となった場合の支援

- ▼ 保育所等の休園時に、**公民館や児童館等で子供を受け入れる区市町村を支援**
- ▼ **ベビーシッターを活用した保育園児の一時預かりの対象を、小学生にも拡大**（1月21日～）

## ● 親が陽性時

- ▼ **親が陽性・子供が濃厚接触者となった場合の、子供の預け先を確保**

## ● 親子・家族が陽性時

- ▼ **妊婦支援型の臨時の医療施設等を整備**（妊婦をサポート、親子での利用も可能）（2月中旬～）
- ▼ **子供を含む家族で利用可能な感染拡大時療養施設を整備**（立川・有楽町）（1月25日～）

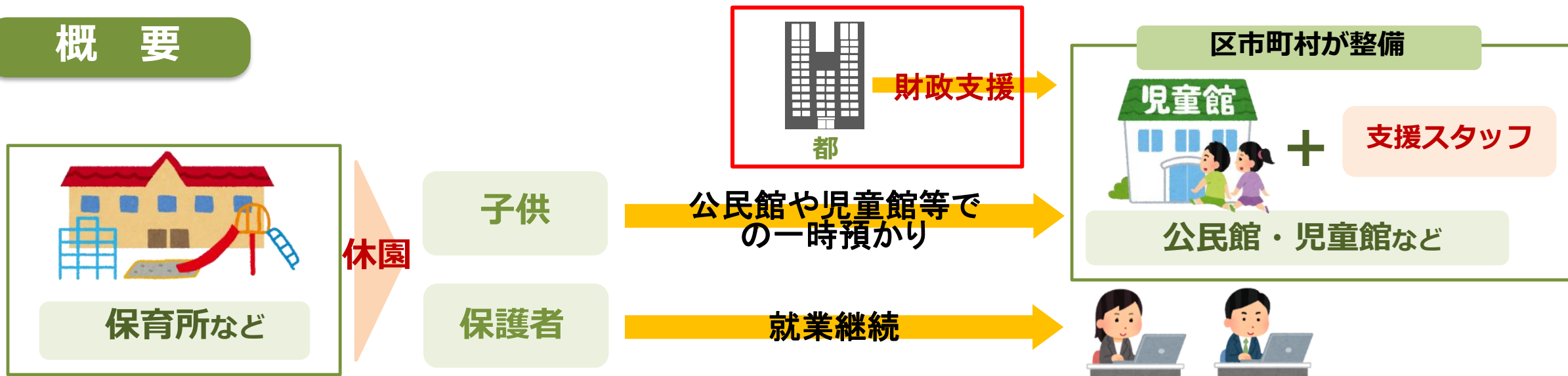
## ● 感染予防対策等

- ▼ 保育施設における**感染症対策リーフレットをオミクロン株に対応したものに改訂**
  - **大人数での行事の自粛等**
- ▼ **集中的検査の対象：保育士・ベビーシッターに拡大**（2月7日～）
- ▼ 都の大規模接種会場で、**保育施設等職員に対する3回目ワクチン接種を実施**
- ▼ **クラスターが発生した保育施設等に感染対策支援チームが助言**

# 保育所等の休園時における代替保育への支援について

- ✓ 保育所等の休園時、公民館や児童館等での子供の預かり先を区市町村が確保
- ✓ 都は子供の預かり先の確保を行う区市町村を財政支援

## 概要



- 保育所等に通園できなくなった子供の預かり先の確保を促進し、保護者の就業継続を支援



# 感染拡大時療養施設の受入対象拡大

## 入所対象者

### 現在の対象者

- 原則**無症状**の陽性者
- **家庭内感染の可能性**のある方



### 拡大する対象者

- **重症化リスクのない軽症者**
- **学生寮など共同生活を送る施設内感染の可能性**のある方

※看護師等が身近にいる環境で**安心して療養を送りたいご家族**の方も引き続き受け入れ

## 直接申し込み窓口

**03-4485-3726**  
(年中無休、24時間、11か国語対応)





# 都大規模接種会場の設置状況・接種対象者

	会場	最大 接種規模	開設 (予定)日	使用 ワクチン	12月	1月	2月	3月	4月
1	都庁北展望室 (運営中)	1,000	12/19 ~	ファイザー 3/1~モデルナ		医療従事者・救急隊員等		エッセンシャルワーカー	
2	多摩センター (運営中)	750	12/20 ~	ファイザー 3/1~モデルナ		医療従事者・救急隊員等		エッセンシャルワーカー	
3	行幸地下 (運営中)	3,000	1/19 ~	モデルナ			警察・消防	エッセンシャルワーカー	
4	都庁南展望室 (運営中)	1,250	1/26 ~	モデルナ			警察・消防	エッセンシャルワーカー	
5	立川南 (運営中)	1,500	2/1 2/3	モデルナ		警察・消防 高齢者施設等従事者		エッセンシャルワーカー	
6	三楽病院(今回設置)	800	2/8	モデルナ				エッセンシャルワーカー	
7	乃木坂(wework乃木坂) (今回設置)	1,200	2/11	モデルナ				エッセンシャルワーカー	
8	東京商工会議所 (区部)	500	2/28	モデルナ					都内中小企業従業員等
9	商工会連合会 (多摩地域)	500	2/28	モデルナ					都内中小企業従業員等

⇒ 今後も大規模接種会場の設置をさらに進めていく

# TOKYOワクション

3回目接種記録の登録機能追加

**本日（2/10）から登録開始**

**【2回目までの接種記録を登録済みの方】**

- ・ アプリから3回目の接種記録を登録

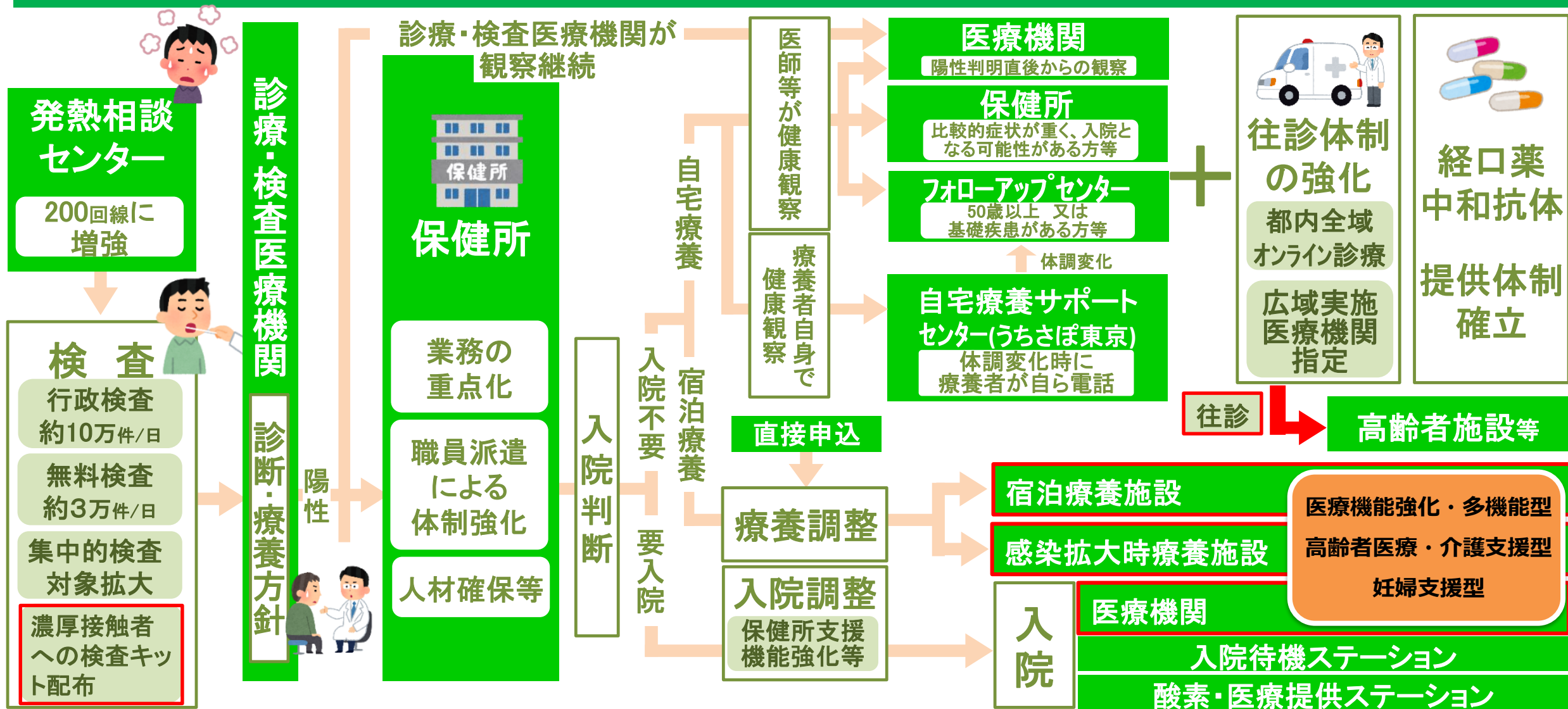
**【初めて登録する方】**

- ① サイトから公式アカウントを友だち追加
- ② アプリから本人確認書類と1・2回目の接種記録、3回目の接種記録を登録

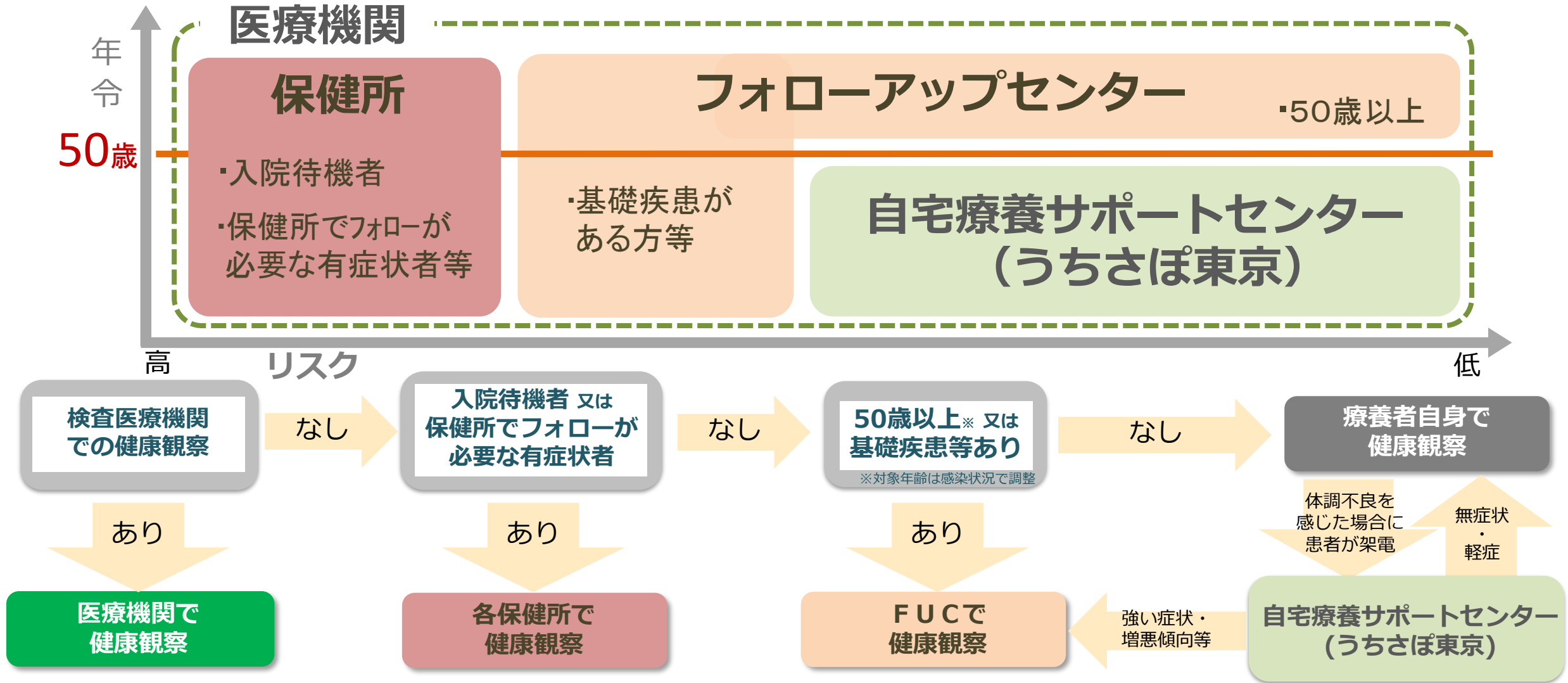
※ 人数制限における3回目の接種者の緩和について今後検討



# 《感染拡大緊急体制》保健・医療提供体制の全体像

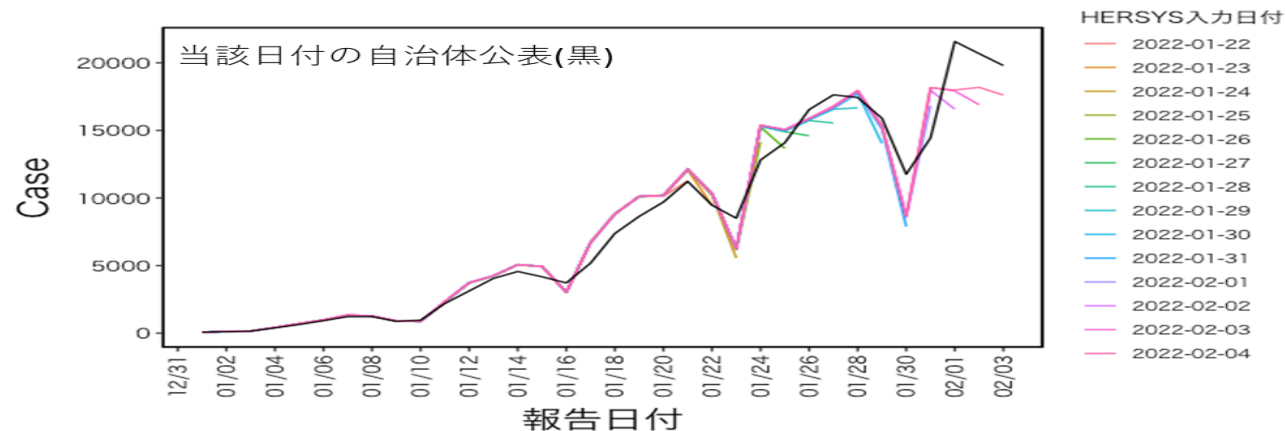


# 自宅療養者のフォローアップ体制

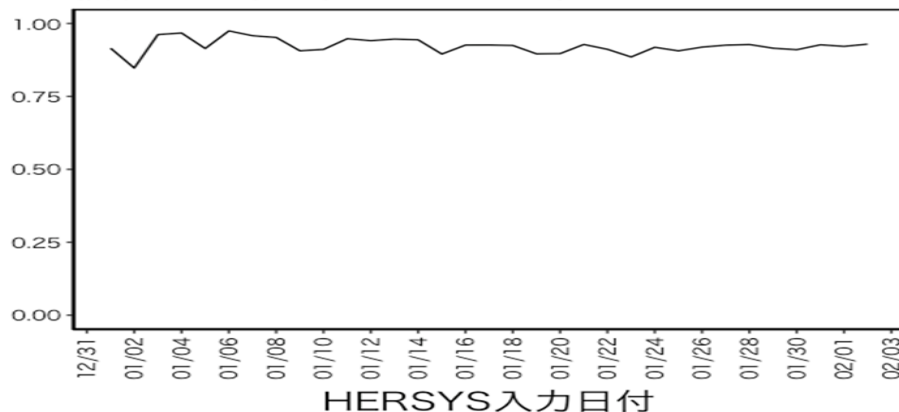


# HER-SYS（ハーシス）の入力状況の分析

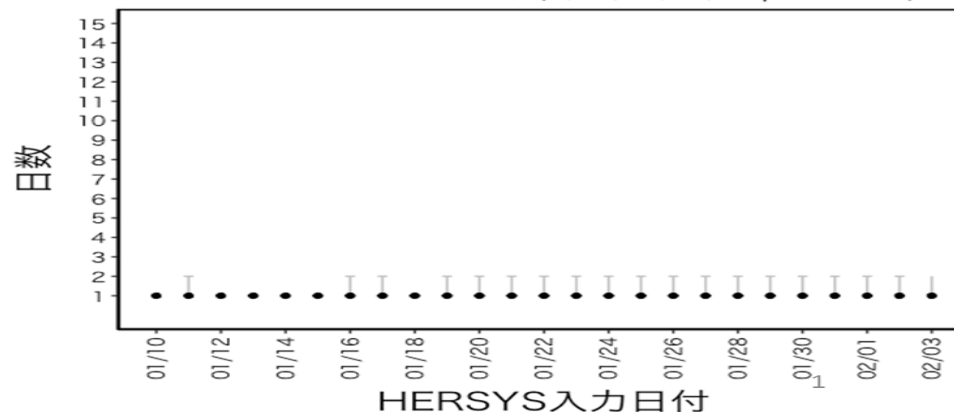
東京都



報告のうち、同日中のHERSYS入力割合



報告から入力までの分位点分析(5,25,50,75,95 percentile)



**東京都ではHER-SYS（ハーシス）入力の遅れが発生していない**

出典：第71回新型コロナウイルス感染症対策アドバイザリーボード（令和4年2月9日）

# 学校における対策の強化

感染防止対策の徹底を図るとともに分散登校とオンラインによるハイブリッドな学習形態の実施により学校運営を継続し、学びを確保

## 感染拡大防止の取組

- ✓ **オミクロン株の特性**を踏まえた手引きの周知（2/9）
- ✓ **教職員の3回目ワクチン接種**の推進（2/8接種開始）
- 定期的な検査の実施**（2/7～）

## 学校運営継続のための取組

- ✓ **学校現場への人的支援の強化**
  - ・ **スクールサポートスタッフ、ICT支援員等の活用**（2/1～）
  - ・ **臨時任用教員の活用、指導主事の派遣**（2/7～）



# 飲食店等に対する協力金

**要請に全面的にご協力いただいた飲食店等に協力金を支給**

○ **対象期間 令和4年2月14日(月)~3月6日(日)【21日間】**

○ **支給額 (一店舗あたり)**

**中小事業者：認証店 21時まで 52万5千円~420万円**

**20時まで 63万円~420万円**

**非認証店 20時まで 63万円~420万円**

**大企業：上限420万円**

# 企業等の皆様へ

- ✓ 感染防止対策の徹底
  - ✓ テレワークの活用や出勤者数の削減目標の設定
- ⇒ 経済団体を通じて要請

## テレワーク推進強化奨励金

- 要件：週3日・社員の7割以上のテレワーク
- 奨励金：最大50万円
- 取組期間：2月末から3月末までに延長



# 事業継続に向けた取組

## 宿泊型テレワークによるBCPの実行支援

- ✓ 提供するホテルの客室を増室（2月14日～）  
⇒ 1日当たり200室から300室へ

## エッセンシャルワーカーの緊急人材確保支援

- ✓ 食料品を扱う中小スーパーやコンビニの人材確保支援  
⇒ 申込み期間の延長（2月13日→3月6日）

## 「第70回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議」

令和4年2月10日（木） 18時30分  
都庁第一本庁舎 7階特別会議室（庁議室）

### 【危機管理監】

会議に入る前に、現在の降雪の状況について手短にご報告いたします。

本日16時5分、多摩西部に大雪警報が発令をされております。現在の多摩地区の積雪量は10センチというふうに報告が上がってきております。

同時刻、都は情報連絡体制を構築し、現在情報収集に努めている最中です。

現在までのところ、鉄道につきましては中央線の一部が運休、道路につきましては、首都高の一部、レインボーブリッジ、東京ゲートブリッジ、あと奥多摩周遊道路が通行止めとなっております。

また、原因不明ですが、八王子の方で300棟ほど停電が発生をしております、現在復旧作業を実施中です。

被害等については現在までのところ確認をされておられません。

以上です。

それでは、ただ今より、第70回新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催いたします。

まず、都内の陽性者の感染状況について、私の方から報告をいたします。

まず、都内の陽性者数等の状況になります。本日は陽性者1万8,891名、重傷者64名、病床使用率は57.6%となっています。

次に国の動向です。

1月25日、広島、山口、沖縄3県の重点措置の延長、そして、関西3府県を始めとする合計18道府県についても重点措置の適用が決定をされております。続いて2月3日には和歌山県が追加、本日政府対策本部が開催され、1都3県を含む13都県の重点措置を3月6日まで延長をするとともに、高知県が重点措置区域に追加をされております。

次に、近隣3県における感染状況等になります。

細部の数字は示してあるとおりですけれども、この中で病床使用率をご覧くださいますと、埼玉県が56.8%、千葉県が65.6%、神奈川県が70.49%と高い水準となっております。

次に、各局からの報告に移ります。

まず、「新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置（案）」について、総務局長からお願いいたします。

【総務局長】

はい、それでは、「新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置（案）」につきましてご説明申し上げます。

国は本日、都へのまん延防止等重点措置を延長することを決定いたしました。これを受けて、都としてのまん延防止等重点措置（案）をご説明いたしますが、まず対象となる区域でございます。都内全域が対象となります。期間は2月14日0時から3月6日24時までといたします。

続きまして、重点措置期間内における要請等について説明をいたします。

まず、都民向けの要請でございます。

不要不急の外出は自粛し、混雑している場所や時間を避けて行動すること、営業時間の変更を要請した時間以降、飲食店等にみだりに出入りしないこと等を要請いたします。

続いて、事業者向けの要請でございます。

飲食店等への要請でございますが、認証店につきましては、21時までの営業時間の短縮、酒類の提供・持込を20時までとすること、又は20時までの営業時間の短縮、酒類の提供・持込を行わないことのどちらか一方を選択するよう要請いたします。また、1グループ、同一テーブルへの案内を4人以内とすることを要請します。ただし、「対象者全員検査」制度を活用し、全員の陰性の検査結果を確認した場合には、1グループ、同一テーブルへの5人以上の案内を可といたします。

一方、非認証店につきましては、20時までの営業時間の短縮、酒類の提供・持込を行わないこと、1グループ、同一テーブルへの案内を4人以内とすることを要請いたします。

続いて、その他の施設への要請でございますが、イベントを開催する場合、規模要件に沿って施設を使用すること、長時間に及ぶ飲食・飲酒など、感染リスクの高い行動を避けることについて、利用者への注意喚起を図ること等を要請いたします。

学校について、基本的な感染防止策実施を要請いたします。また、大学等については、基本的な感染防止策の実施、部活動や課外活動における感染リスクの高い活動を制限又は自粛すること等を要請いたします。

イベントの開催制限については、イベント主催者等に対して、表に記載のとおり、規模要件に沿ったイベントの開催などを要請いたします。

最後に、職場への出勤等でございます。

業務継続の観点からも、出勤者数の削減の目標を定め、テレワークの活用や休暇取得の促進等の取組を推進することを要請いたします。

また、例示にございますような事業の継続が求められる事業者に対し、BCPの再点検を行うこと、未策定の場合は早急に策定することを依頼をいたします。

なお、本日開催いたしました感染症対策審議会において、まん延防止等重点措置（案）について「妥当」とのご意見を頂戴しております。

説明は以上でございます。

## 【危機管理監】

ありがとうございました。

次に、「医療提供体制の強化」、他について、まずは福祉保健局長からお願いいたします。

## 【福祉保健局長】

はい、私から医療提供体制についてご報告いたします。

まず、「医療提供体制」の強化についてでございます。医療提供体制全体を示した表でございます。

病床ですとか感染拡大時療養施設などの医療提供体制の拡充部分については、後ほど詳細をご説明いたします。

検査体制につきましては、これまで特別養護老人ホームや障害者支援施設などの入所施設を中心に実施してきた集中的検査の対象を、通所系・訪問系の高齢者施設の事業所職員や小学校・保育所職員などに拡大し、1日約10万件以上の検査が可能な体制としております。

また、濃厚接触者の検査体制を確保するため、濃厚接触者に1日4万件の検査キットの配布を開始しております。加えて、実施してまいりました無料検査の実施期間も3月6日まで延長することとしております。

続いて、自宅療養体制についてでございます。

発熱相談センターにつきましては順次体制を強化しておりますが、2月当初、200回線であったところを明日から280回線に拡充いたしまして、さらなる増強を図ります。

オミクロン株の感染の重点対策であります高齢者への対策、子供への対策、ワクチン接種につきましては、後ほど詳しく別の資料でご説明いたします。

「オミクロン株の特性に対応した臨時的医療施設等」について、ご説明いたします。

入院者が増加する中で、特に重症化リスクの高い高齢者や不安を抱える妊婦への医療提供体制を維持するため、国と連携いたしまして、新たに臨時的医療施設等を660床整備いたします。

具体的には、3つの類型がございます。

1つ目は、品川プリンスホテル・イーストタワー、ファーイーストビレッジホテル東京有明で、中和抗体薬の投与に加えまして、中等症Iの方に対しまして、ベッドサイドモニターを活用した患者のケアなどの医療機能を付加した「多機能型」施設としてまいります。

2つ目は、荒川区の旧東京女子医大 東医療センターや都立・公社病院などで、高齢者施設で多数の感染者が発生した場合の往診、治療の拠点として、「高齢者医療・介護支援型」の施設としてまいります。

3つ目は、ファーイーストビレッジホテル東京有明や都立・公社病院などにおいて、不安を抱える妊婦の方に対応していくため、主治医と連携しながらサポートする「妊婦支援型」施設でございます。

これらの臨時的医療施設は順次開設いたします。確保病床数といたしましては、現在の約

6,900床から310床増加して約7,200床を確保してまいります。国に対しては、昨日、知事から医師や看護師の医療人材の派遣を直接要請しております。

このように、オミクロン株の感染拡大に医療現場の実態に応じた形での備えを講じてまいります。

次に、「オミクロン株の特性を踏まえた重点対策」、まず高齢者でございます。

本日のモニタリング会議でも、専門家の先生方から、「65歳以上の高齢者や10代以下の感染者が増加」、あるいは「高齢者施設、学校、保育園などにおいて、多数の集団発生事例が確認」、「高齢者を中心に重症者や入院患者も増加」しているとの報告がございました。

国においても基本的対処方針を見直し、高齢者施設や学校等での感染対策に関する記述が追加されております。都としては、既に高齢者と子供にフォーカスした対策を進めているところでございますが、更に強化をしております。

まず、オミクロン株の特性を踏まえた高齢者の方への重点対策でございます。

高齢者への医療提供として、往診調整支援班の体制を強化いたしまして、1月24日から運用を開始しております。既に28件の高齢者施設、合計189人の方への往診を実施しているところでございます。

施設の事業継続支援として、感染拡大で運営継続が困難な施設への人的応援体制を強化してまいります。具体的には、都が人材派遣会社と契約し、施設に介護職員等を派遣する取組を本日から開始しております。

感染予防対策といたしましては、先ほど申し上げた集中検査の対象を拡大するとともに、2月3日から都の大規模接種会場で高齢者施設の職員へのワクチン追加接種を開始しております。

また、移動が困難な高齢者施設の入所者などに対しまして、ワクチンバスを派遣いたします。2月14日から、葛飾区、江東区、福生市、清瀬市、府中市、小平市の自治体から事業を開始いたしまして、機動性を生かして、複数の施設で1日100名から200名の接種を行います。接種体制といたしましては、医師や看護師等により2チームを編成して運用を行ってまいります。

今後、さらにこれらの取組を広げてまいります。

私からは以上でございます。

#### 【危機管理監】

続いて産業労働局長お願いいたします。

#### 【産業労働局長】

「オミクロン株の特性を踏まえた重点対策」、高齢者に関して1点ご報告いたします。

高齢者を感染から守るためのホテルや旅館の利用に向けた支援についてでございますけれども、現在、宿泊事業者を募集するなど、2月21日月曜からご利用いただけるよう取組

を進めているところでございます。

以上でございます。

#### 【危機管理監】

引き続き福祉保健局長お願いいたします。

#### 【福祉保健局長】

はい、オミクロン株の特性を踏まえたもう一つの重点対策の柱でございます子供への対策でございます。

現在行っておりますベビーシッターを活用した保育園児の一時預かりの対象を小学生にも拡大し、学童クラブの休園にも対応してまいります。また、親が陽性になった場合には、子供を一時的に預かる施設を用意してまいります。

親子で感染し、他の家族への感染を防ぐ必要がある場合には、先ほど申しあげました有楽町と立川の臨時の医療施設などで受入れを行ってまいります。

さらに、感染対策のリーフレットをオミクロン株に対応した形で改訂いたしますとともに、保育士、ベビーシッターへの集中検査やワクチン接種の加速化、クラスターが発生した保育施設等に感染対策支援チームが助言するなど、感染予防の取組を進めてまいります。

また、保育所等が休園時における代替保育の支援についてでございます。保育園が休園となった場合は、公民館や児童館などで子供を受け入れる環境を区市町村が確保した場合、それに対する財政支援を行ってまいります。この取組により、子供の預かり先の確保を促進しまして、保護者の就業継続を支援してまいります。

また、有楽町、立川の感染拡大時療養施設の受入れ対象を重症化リスクのない軽症者や、学生寮など共同生活を送る施設内感染の恐れがある方に対象を拡大してまいります。

看護師等が身近にいる環境で安心して療養を送りたいご家族の方についても、引き続き受入れを行ってまいります。

次に、ワクチンの都としての大規模接種会場についてでございます。

3回目のワクチン接種については、都の大規模接種会場である三楽病院は今週火曜日から開始しているところでございます。乃木坂会場につきましては、明日金曜日から開始してまいります。

高齢者等施設を含みます教育・福祉関係者等のエッセンシャルワーカーを対象としているところでございまして、今後も大規模接種会場の設置をさらに進めてまいります。

次に、本日から、TOKYOワクションへの3回目の接種記録の登録を開始してまいります。

登録すると、アプリに大きく「3回接種済み」と表示され、画面を見れば3回接種していることを示すことができます。

ぜひ3回目の接種をご検討いただき、接種後はTOKYOワクションへの登録をお願い

したいと考えております。

人数制限の緩和等へのTOKYOワクシヨンの活用につきましては、今後検討してまいります。

次に、今回の体制強化を含めまして、保健・医療提供体制の全体像となっております。

今回の新たな取組であります、濃厚接触者への検査キットの配布や、「医療機能強化・多機能型」等の臨時的医療施設の整備につきまして、全体像に追加を記載してございます。

次に、とりわけ、オミクロン株への対策について重要なポイントになっております「自宅療養者のフォローアップ体制」についてでございます。

医療機関、保健所、フォローアップセンター、うちさぼ東京が、それぞれの患者の症状やリスクに応じ分担しながら、必要な方に必要なフォローがしっかりできるよう、体制を構築しております。

その成果でございますが、昨日開催されました国のアドバイザリーボードで、西浦先生の資料からでございますが、健康観察の端緒となりますハーススの入力遅れ、これが都では発生していないと、このようなことが明らかになって報告されております。フォローアップセンターの体制強化やうちさぼ東京とともに、医師会、保健所の皆様のご協力で、オミクロン株による感染急拡大の局面におきましても、都内の保健所がしっかり機能していると、このように考えてございます。

私から以上です。

#### 【危機管理監】

ありがとうございました。

次に、「学校における対策の強化」について教育長からお願いいたします。

#### 【教育長】

はい、学校の対応についてでございます。

学校におきましてもクラスターが発生し、児童生徒の感染が拡大してございます。そのため、感染性が高いと言われるオミクロン株の特性を踏まえまして、新たに手引きを改訂しまして、周知をしました。

また、教職員への感染も拡大しておりますことから、教職員への大規模接種会場におきましてワクチン3回目接種や定期的な検査を推進してまいります。

また、学校運営を継続するための緊急的な対応としまして、スクールサポートスタッフやICT支援員の活用など、人的支援を強化してまいります。

こうした対策に加えまして、地域や学校の感染状況に応じて、分散登校とオンライン授業の組み合わせによりますハイブリッド型の学習形態の実施などにより学校運営を継続し、学びの場を確保してまいります。

以上でございます。

**【危機管理監】**

ありがとうございます。

次に、「飲食店等に対する協力金」他について産業労働局長お願いいたします。

**【産業労働局長】**

はい、3点報告させていただきます。

まず協力金ですが、まん延防止等重点措置を延長する2月14日月曜日から3月6日日曜日までの間、全面的にご協力いただいた飲食店等に対して、売上高に応じ1店舗当たり、中小事業者には52万5,000円から420万円、大企業には上限420万円の支給を行います。詳しい内容は決まり次第、改めてお知らせをいたします。

続いて、「社会を止めない」対策についてです。

企業等の皆様には、社会活動を維持し、従業員の感染機会を減らすため、職場での基本的な感染防止対策などを改めて徹底していただきたいと考えております。また、出勤者数の削減目標を定め、テレワークの一層の活用や休暇取得の促進を図ることも必要でございます。これらについて、経済団体を通じて要請をしております。

都においては、週3日・社員の7割以上のテレワークを実施した企業に、最大50万円の奨励金を支給しているところでございます。今回、その取組期間について、2月末となっておりますところを3月末までに延長をいたします。

また、社会活動の維持のためには、企業のBCP、事業継続計画が重要となることから、この支援についても拡充をしております。

既に今月から、ホテルで宿泊しながらテレワークをする取組へのサポートとして、1日当たり200室を提供しておりますが、2月14日より300室にこれを増やします。

さらに、日々の食料品を提供する中小のスーパーやコンビニで働き手を確保できるよう、人材派遣を活用した支援を行っております。この事業の申込み期間を、重点措置に合わせて延長をいたします。

こうした取組によりまして、事業者の皆様を引き続きサポートしてまいります。

以上でございます。

**【危機管理監】**

ありがとうございました。

本日の報告は以上と伺っておりますけれども、この他に、Web参加の方も含めましてご発言のある方いらっしゃいますでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは最後に、本部長からご指示をいただきたいと思います。お願いします。



**【本部長（知事）】**

皆さんご苦労様でございます。

先ほど、政府対策本部会議、開催されまして、1都3県含みます13都県を対象として、「まん延防止等重点措置」を3月6日の日曜日まで延長することが決定されました。

現在の感染状況等を踏まえすと、こうした国の決定もやむを得ない、このような認識をいたしておりまして、これを受けて、都の「重点措置」期間を延長をすることといたします。

都民、事業者の皆様、医療従事者の皆様を始めとする社会活動の基盤を支える皆様方におかれましては、この間、多大なご協力、ご尽力を賜ってまいりました。改めて感謝を申し上げます。

都としましても、医療提供体制の強化や社会活動の維持に向けて総力を挙げて対策を講じているところでございますが、これらの取組の根底にある考え方は、「都民の皆様の大切な命と暮らしを守る」ということにつきます。

都民、事業者、行政、それぞれが持てる力をすべて発揮する、力をまとめて「総力戦」で、「感染をとめる。社会はとめない」を推し進めてまいりたいと思います。

具体的な内容については、関係局長から先ほどご説明、報告があったとおりでございます。

この後、都民・事業者の皆様に対しまして、改めての呼びかけを行います。

そして、各局の皆さんにおいては、引き続き連携を密にして、全庁一丸となって対策に取り組んでください。

よろしく申し上げます。

**【危機管理監】**

ありがとうございました。

以上をもちまして、第70回新型コロナウイルス感染症対策本部会議を終了いたします。